

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **11億1,179万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **74億7,022万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	障がい者介護給付費等支援事業	180,588	135,156			20,000	25,432
	障がい者相談支援事業	3,776	1,887			1,000	889
	要援護老人ホーム措置事業	13,704			1,778	4,000	7,926
	国民健康保険特別会計繰出金	52,929	28,047			10,000	14,882
	介護保険特別会計繰出金	114,386	4,450			33,179	76,757
	保育園保育実施事業	110,397	63,476		11,006	10,000	25,915
	児童手当等給付事業	142,754	120,901			10,000	11,853
	施設型給付費等負担金	50,294	36,585			10,000	3,709
	地域型給付費等負担金	71,860	51,002			10,000	10,858
	小学校就学援助事業	2,586	205			1,000	1,381
	中学校就学援助事業	2,209	124			1,000	1,085
	小計	745,483	441,833		12,784	110,179	180,687
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	1,539				1,000	539
	小計	1,539				1,000	539
合計		747,022	441,833		12,784	111,179	181,226